

～伊予市内で店舗を運営する飲食店の皆さまへ～  
**新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金**

愛媛県の営業時間短縮要請に協力した飲食店等に**協力金**を給付します。

●**営業時間短縮要請期間**

【期間】 令和3年4月26日（月）0時から令和3年5月19日（水）24時まで

【内容】 営業時間：5時～21時まで ※酒類の提供は11時から20時30分まで

●**給付対象者**

伊予市内の飲食店等で、以下の全てに該当する店舗

- (1) 令和3年4月26日～5月19日までの全期間で有効な食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業の許可を受けている店舗
- (2) 通常営業時、21時以降も営業し、また20時30分から翌日11時までの間に酒類の提供を行っている店舗
- (3) 屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗
- (4) 令和3年4月26日～5月19日の全ての期間で営業時間短縮を実施している店舗  
※キャバレー・ホストクラブ・カラオケ・ライブハウスなどを含みますが、性風俗店は除きます

●**給付額**

<中小企業>

前年度または前々年度の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金給付額
8万3,333円以下の店舗	2万5千円
8万3,333円超から25万円以下の店舗	2万5千円から7万5千円（1日当たりの売上高×0.3（千円単位に切上げ））
25万円超の店舗	7万5千円

<大企業> ※中小企業も選択できます。

1日当たりの協力金給付額
前年または前々年からの1日当たりの売上高減少額×0.4 （上限：20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額）

●**申請受付**

要請期間終了後の令和3年5月20日（木）以降 ※詳細は、決まり次第お知らせいたします。

<問い合わせ先>

■ **協力金の申請受付に関すること**

伊予市産業建設部経済雇用戦略課 TEL：089-982-1120

【電話受付時間】 8時30分～17時15分

■ **営業時間短縮要請の内容に関すること**

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部 TEL：089-968-2419

【電話受付時間】 9時～17時（平日）